

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆 一

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 葛和田新堀線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先まで 同市中奈良字東耕地一〇六一番一</p>	<p>熊谷市下奈良字久保南七九七番一 地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一二・二〇〇 一五・二二〇</p>	<p>五・二〇〇 一三・二二〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八八九・九〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>